

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月5日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第3号

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例（平成23年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	減免の額	対象保険料額						
<p>第2条第1項第1号に該当する者</p>	<p>対象保険料額にり災証明書に基づく次の表の左欄に掲げる損害の程度に応じ、同表の右欄に掲げる減免割合を乗じて得た金額</p> <table border="1" data-bbox="400 573 1002 1048"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 573 820 640">損害の程度</th> <th data-bbox="820 573 1002 640">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 640 820 972"> <p>全壊、大規模半壊及び被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属するもの</p> </td> <td data-bbox="820 640 1002 972"> <p>10/10</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 972 820 1048"> <p>半壊（大規模半壊を除く。）</p> </td> <td data-bbox="820 972 1002 1048"> <p>5/10</p> </td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	減免割合	<p>全壊、大規模半壊及び被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属するもの</p>	<p>10/10</p>	<p>半壊（大規模半壊を除く。）</p>	<p>5/10</p>	<p>平成24年度相当分の保険料額であって平成25年4月1日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額のうち、平成24年4月分から9月分までに相当する月割算定額</p>
損害の程度	減免割合							
<p>全壊、大規模半壊及び被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属するもの</p>	<p>10/10</p>							
<p>半壊（大規模半壊を除く。）</p>	<p>5/10</p>							
<p>第2条第1項第2号に該当する者</p>	<p>同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部</p>							
<p>第2条第1項第3号に該当する者</p>	<p>同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部</p>	<p>平成24年度相当分の保険料額であって平成25年4月1日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額のうち、平成24年4月分から9月分までに相当する月割算定額。ただし、平成24年9月30日までの間において、その行方が明らかとなった場合は、明らかとなった日の属する月</p>						

		の前月までの額
第2条第1項第4号に該当する者	対象保険料額の全部	平成24年度相当分の保険料額であって平成25年4月1日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額のうち、平成24年4月分から9月分までに相当する月割算定額
第2条第1項第5号に該当する者	被保険者の保険料額の全部	平成24年度相当分の保険料額であって平成25年4月1日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額であって、第2条第1項第5号又は第6号に規定する内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示があった日の属する月以降の額。ただし、当該指示が解除された地域については、この限りでない。
第2条第1項第6号に該当する者	被保険者の保険料額の全部	

<p>第2条第1 項第7号に 該当する者</p>	<p>被保険者の保険料額の全部</p>	<p>平成24年度相当分の保険料額であって平成25年4月1日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額であって、第2条第1項第7号に規定する特定避難勧奨地点として特定した旨の通知があった日の属する月以降の額。ただし、当該指示が解除された地域については、この限りでない。</p>
----------------------------------	---------------------	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例は、平成25年4月1日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する平成24年度の保険料額について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。